

福岡県医発第1176号(保)

平成16年10月 1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



介護給付費適正化対策事業について

介護保険制度が定着する一方で、介護給付費が急増していますが、提供されているサービスにはその必要性、効果に疑問を抱かざるを得ないものが多いとの指摘もあり、また、不正請求が発覚する事業所も後を絶ちません。このことから、厚生労働省では、平成16年2月より「新介護費用適正化システム」の運用を開始しています。

このシステムの中に、国保連合会における診療報酬と介護報酬を突合させる機能があり、医療と介護の重複をチェックすることが可能となっています。

福岡県においても市町村の体制が整えば、下記事項について医療と介護の突合が実施される予定になっていますので、ご留意いただきますよう会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

※突合する情報内容（別紙参照）

1. 医療保険で入院中の者に対する介護給付データの突合
2. 医療保険の「寝たきり老人在宅総合診療料」と介護保険の「居宅療養管理指導Ⅰ」の突合
3. 要介護認定者に対して、算定できない診療報酬の有無の突合

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

上記については厳重に留意していただきますようお願い致します。



要約

給付実績との差合	居宅サービス受給者	介護保険における給付内容等	医療保険における給付内容等
	痴呆対応型共同生活介護の受給者 特定施設入所者生活介護の受給者 介護保険施設の入院（入所）者 居宅療養管理指導費（Ⅰ）算定者		入院中の者
			寝たきり老人在宅総合診療料算定者
受給者台帳との差合	要介護認定者等		医科 在宅訪問リハビリテーション指導管理料 在宅患者訪問薬剤管理指導料 在宅患者訪問栄養指導料 老人訪問口腔指導管理料 訪問歯科衛生指導料 在宅患者訪問薬剤管理指導料 在宅患者訪問薬剤管理指導料
			歯科 調剤 訪問看護療養費 基本療養費 管理療養費